



トランペットフラワー

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113  
奈良県葛城市北花内  
281番地22

TEL 0745(69)8282  
FAX 0745(69)7377  
自宅 0745(69)2174

11月

(霜月) November

3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

## 11月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> / 10月分源泉所得税の納付<br>11月10日                    | <b>国 税</b> / 3月決算法人の中間申告<br>11月30日        |
| <b>国 税</b> / 所得税予定納税額の減額申請<br>11月15日                   | <b>国 税</b> / 個人事業者の消費税等の中間申告<br>11月30日    |
| <b>国 税</b> / 所得税予定納税額第2期分の納付<br>11月30日                 | <b>地方税</b> / 個人事業税第2期分の納付<br>都道府県の条例で定める日 |
| <b>国 税</b> / 9月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等)11月30日           | <b>労 務</b> / 労働保険料第3期分の納付<br>11月30日       |
| <b>国 税</b> / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合)11月30日 | (労働保険事務組合委託の場合)12月14日まで)                  |

税を考える週間 11月11日～11月17日

### ワンポイント 自動車税のグリーン化

環境対策のため、自動車税(地方税)を、窒素酸化物などの排出ガスが少なく環境負荷の小さい自動車に対しては最大50%軽減し、逆に環境負荷の大きい自動車に対しては10%重課する制度。平成16年度に自動車税が軽減されたのは178万台で軽減額は221億円、重課は504万台で164億円にのぼっています。

# 社員が

## 六五歳に

### なったとき

六〇代前半の社員が六五歳となり、その後も引き続き在職する場合には、六〇歳となったときと比べて被保険者資格、在職老齢年金のしくみ、保険給付等に相違が生じます。今回は、その相違点に詳しく注ぎたい事項を、Q&A形式で掲げます。

#### Q1 六〇代後半の社員に六〇歳未満の被扶養配偶者があるとき

六五歳になった厚生年金保険の被保険者に六〇歳未満の被扶養配偶者(以下、配偶者という)がいる場合には、その配偶者はどのように取り扱われるのですか。

A: 厚生年金保険の被保険者であ

る六〇代前半の社員に六〇歳未満の配偶者がある場合は、その配偶者は第3号被保険者になれますが、社員が六〇代後半となるとその取扱いは大きく異なります。

六五歳となった時点で老齢基礎年金の受給権が発生している社員が、その後も引き続き厚生年金保険の被保険者として就労する場合は、国民年金の第2号被保険者には該当しなくなり、したがってその配偶者は第3号被保険者になることはできません。

この場合、配偶者は、被保険者が六五歳になった時点でその資格を失うことになり、配偶者は六〇歳に達するまでの間は、通常どおり国民年金の第1号被保険者の届出をして、国民年金保険料を支払うこととなります。

なお、第3号被保険者に関する手続きは、配偶者本人が、住所地の市区町村の担当窓口で、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出をすることにより行いますので、会社で行う手続きは特にありません。

#### Q2 六〇代後半の社員が障害者になったとき

六五歳以上の厚生年金保険の被保険者が、傷病(ケガや病気)が原因で障害者となったときの給付は、六五歳前のそれと同じですか。

A: 前掲のとおり六五歳時点で老齢基礎年金の受給権が発生している人については、国民年金の第2号被保険者には該当しない取扱いとなります。したがって、厚生年金保険の被保険者である社員が、六五歳以上七〇歳未満の間に初診日がある傷病が原因で1級または2級の障害等級に該当した場合には、その障害等級に応じた障害厚生年金が支給されますが障害基礎年金は支給されないこととなります。

なお、障害厚生年金の受給権が発生しても、老齢給付(老齢基礎年金及び老齢厚生年金)も一緒に受けられませんので、いずれか一方を選択することになります。

年金額は社会保険事務所などで教えてください。

よいでしょう。この際、障害厚生年金は非課税ですが、老齢給付は課税扱い、しかも税法において控除額等の改正が行われたので、この点も考慮して選択するとよいでしょう。

#### Q3 六五歳になる社員の雇用保険の適用

社員が六五歳になった場合、雇用保険で必要となる手続きはありますか。その他給付に留意すべき点がありましたら併せて教えてください。

A: 雇用保険に関しては、社員が六五歳になったからといって届け出るものではありません。ただし、退職後は、一般被保険者としてではなく高年齢継続被保険者として給付を受けることになりますので、失業給付金に比べ高年齢求職者給付金(算定基礎期間に応じて定められている)はかなり減りますし、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当及び傷病手当は受けられなくなりますので留意すべきでしょう。

**Q4** 高年齢雇用継続基本給付金は引き続き受けられるか

社員のＴさんは六〇歳から高年齢雇用継続基本給付金を受けています。もうすぐ六五歳の定年となり、その後は給与が三割カットされますが、継続雇用を希望しています。六五歳以後の高年齢雇用継続基本給付金について教えてください。

**A**：高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間ですが、六五歳に達する日（誕生日の前日）の属する月までです。したがって、十月一日生まれの人は九月まで、同月二日生まれの方は十月までの支給となります。

**Q5** 六五歳以後も就労する社員の在職老齢年金

六五歳以後も引き続き就労する場合には、六〇歳代前半と同じように年金が減額されるのですか。

**A**：六〇歳代後半も厚生年金保険の被保険者として在籍している

限り支給調整（六〇歳代後半の在職老齢年金）されます。調整方法は、具体的には次のとおりで、六〇歳代前半の年金額に比べて受け取れる金額は多くなります。総報酬月額相当額（\*1）と基本月額（\*2）との合計額が四八万円を超える場合は、次の額が支給停止となります。

（総報酬月額相当額＋基本月額48万円）×1/2×12

総報酬月額相当額と基本月額との合計額が四八万円以下の場合には調整は行われず、年金が全額支給されます。

\*1 老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日において、標準報酬月額とその月以前一年間の標準賞与額の総額を一二で割った額とを合算した額をいいます。

\*2 老齢厚生年金（加給年金額を除く）を一二で割った額をいいます。在職老齢年金の仕組みにより年金額が支給調整（減額等）されるのは、老齢厚生年金だけで、六五歳から支給される老齢基礎年金は全額受けられます。

**Q6** 六〇代後半の被保険者期間は年金額に反映されるのか

六五歳以後も厚生年金保険の被保険者として就労する場合は保険料が徴収されるようですが、この保険料を納付した期間は、年金額に反映されるのですか。

**A**：保険料を徴収された期間は退職後一か月経過後から年金額に反映されます。ただし、増額されるのは老齢厚生年金だけで、老齢基礎年金には反映されません。

**Q7** 介護保険料の徴収方法が変更

社員が六五歳になると、いままで健康保険料とセットで給与から控除していた介護保険料の徴収方法が変わるそうですが、どのようになるのですか。

**A**：六五歳になった被保険者は、介護保険の第2号被保険者（四〇歳以上六五歳未満の被保険者）から第1号被保険者になり（変更により会社及び本人が行わ

なければならぬ手続きはありません）、介護保険料は公的年金から天引き（年金月額が一万五千円以上の場合。一万五千円未満の人は、普通徴収となり、納付書により納付する）されますので、給与から控除する必要はありません。

六五歳になった日とは、前記のとおり六五歳の誕生日の前日をいい、たとえば十月一日生まれの人は、八月までは給与から、九月以降は年金から控除されます。また月初以外の人（たとえば十月二日生まれの人）の場合は、九月までは給与から、十月以降は年金から控除されます。

なお、各市区町村により、事務処理上、六五歳到達後の数力月は、年金からの天引き（特別徴収）ではなく、納付書による普通徴収となるようです。詳しくは、住所地の市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

ちなみに、医療保険の保険料は現在属している医療保険に納付することになりますので、引き続き給与から控除することになります。



## 不動産もネットオークションで販売する時代

インターネットの普及とともに、ここ数年発達したものにネットオークションがあります。ネットオークションは自宅にいながパソコンを利用して誰もが参加できるのが利点です。オークションへの出品は多種にわたっていますが、これまで不動産だけはさすがに扱えなかったようです。正確には扱っていたのですが、売買が成立しなかったというのが本当のところでしょうか。ところがここに来て複数の不動産専門のオークションサイトが立ち上がり、市場が活性化しています。

大阪に本社を置くある企業は、自らが主催するネットオークションで、産業再生機構入りした大手マンション業者が建設した中古マンション1400戸を45日間の限定でネットオークションにかけたところ、うち約1200戸が落札されました。これは不動産デベロッパーが年間に扱う戸数のベスト10に匹敵する数で、

債権処理や不動産の流動化の起爆剤として業界の注目を集めました。不動産ネットオークションは、法人、個人を問わず、登録すれば誰もが出品も入札もでき、最高の額を入札した人が落札するシステムです。現在は中古物件が対象ですが、今後の市場の展開によっては、新築物件などにも適用できそうです。

例えば新築マンションなどでは、同じ棟でも人気のある部屋とそうでない部屋が分かれます。こうした場合、通常、人気の部屋は抽選を行い購入者を決め、また人気のない部屋では値下げをしたり、オプションをつけたりして売っていました。しかしこれをオークション形式にすれば、人気の高い部屋はより高い価格で販売することができます。人気のない部屋はより低い価格になることがあります。適性価格であれば売れますし、デベロッパーサイドとしては何より販売に無駄な人手や時間をかけずに済みますのでコスト削減につながります。また買い手側としても納得しやすいでしょう。今後の不動産ネットオークション市場が注目されます。

## 成果が見え、やる気が出る温暖化対策

地球温暖化対策として、政府は二〇一〇年までに六％の二酸化炭素排出量を減らす（一九九〇年比）という目標を掲げたものの、逆に五・二％も増加しているのが現実です。しかも家庭からの排出は一九％も増加しているとのこと。家庭から出る二酸化炭素の項目別ワースト一位は、車と冷暖房。三位にゴミ、風呂と続きます。便利で快適な暮らしに欠かせないものはかりですが、車の

使用を減らす、冷暖房を使う時間を短縮するなど、身近なところから始めることが求められています。面白いのがインターネット上で参加できる「ストップ・ザ・温暖化キャンペーン」です。登録して毎月「ガス・電気・水道の使用料を人力すると、自分の努力が日本全体の中でどのくらいの力になっているのかわかって、励みになります。また、登録している人の中の自分の順位が判明するので、がぜんやる気の出る人も。地球へのやさしさは、同時に家計へのやさしさにもなります。

## 海藻の又メリ効能

今、注目されている水溶性食物繊維の一種に「フコイダン」があります。フコイダンは昆布等の又メリ成分のひとつですが、一九九六年、日本のある学会の発表で、アポトーシス作用と呼ばれ悪性の細胞を自滅させる作用があるとの発表があり脚光を浴びました。フコイダンを摂取すると「硫酸基」の働きによって胃の粘膜を保護、そして粘膜表面に浸透して炎

症部分に刺激を与え、その結果、正常な細胞が生まれるとのことです。また、胃潰瘍などの原因とされているピロリ菌を減少させる効果や、コレステロール上昇抑制、抗菌作用などがあるそうです。その他、ミネラルと食物繊維が豊富なことから、ダイエットや便秘改善の働きもあるとのこと。フコイダンは、もずく・めかぶ・わかめなどの海藻類に多く含まれており、サラダや酢のもの、味噌汁などで摂るのが理想的だそうです。